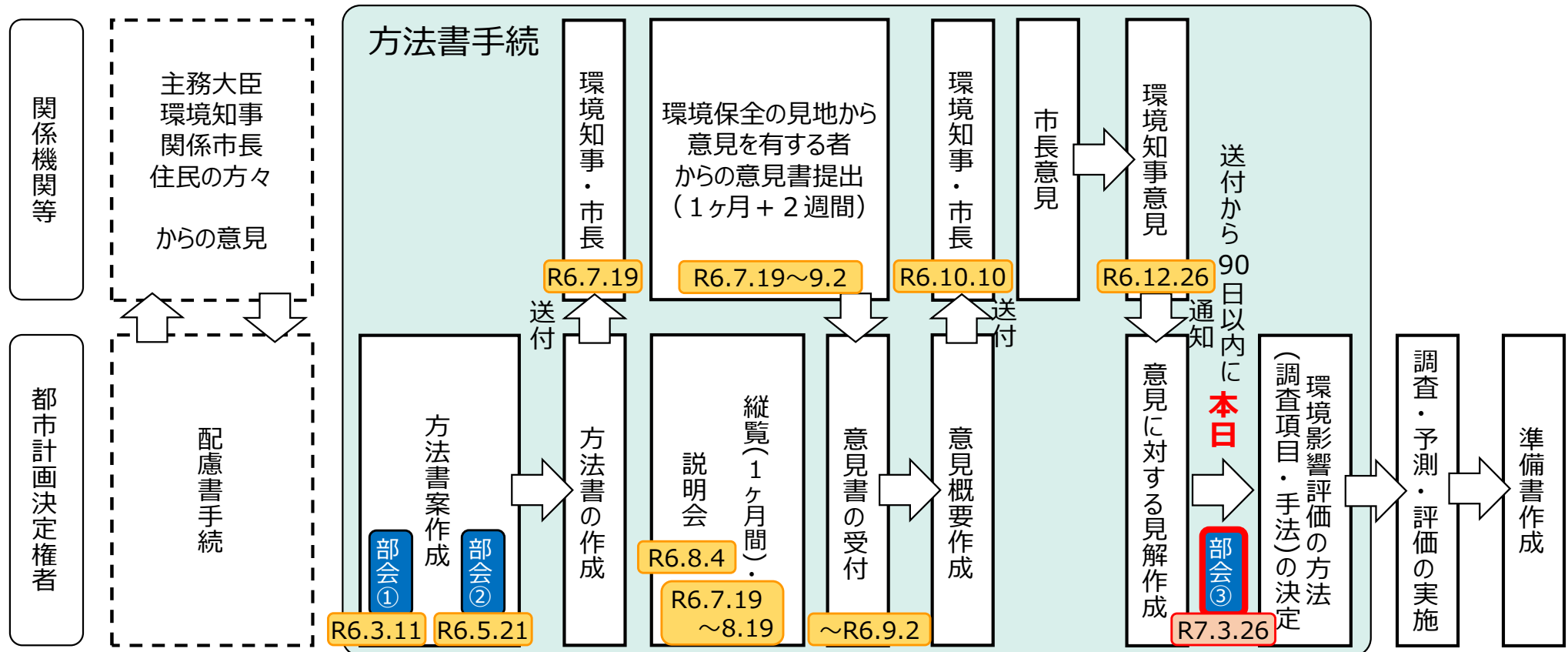


専門部会(第2回)以降の状況について

- 令和6年5月21日の専門部会（第2回）開催以降、都市計画の案を作成するための基本方針（案）及び環境影響評価方法書について、以下の手続を進めました。
 - ・ 知事（環境知事）及び豊橋市長に方法書の送付（7月19日）
 - ・ 縦覧（7月19日から8月19日）
 - ・ 説明会の開催（8月4日）
 - ・ 知事（環境知事）及び豊橋市長に意見の概要の送付（10月10日）
 - ・ 知事（環境知事）意見の受理（12月26日）
- 基本方針（案）、方法書及び説明会資料などは縦覧等終了後の現時点においても愛知県ホームページに掲載しており、いつでも閲覧していただけるようにしております。



■ 縦覧

期 間：2024年7月19日（金）～8月19日（月）

場 所：愛知県都市計画課窓口

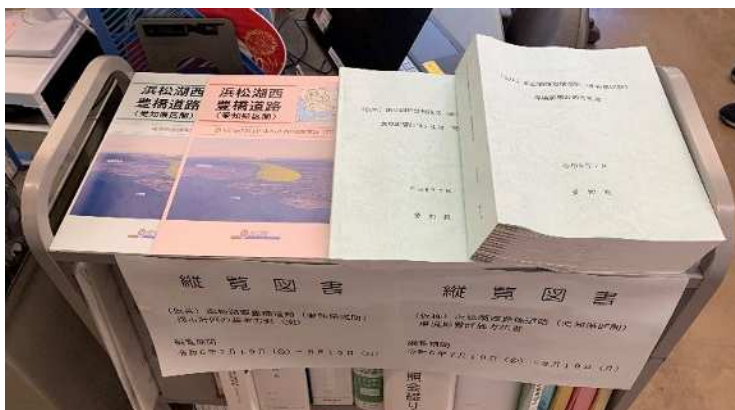
豊橋市都市計画課窓口ほか38箇所

縦覧者：なし

縦覧者：72名（基本方針（案））、75名（方法書）

※ 縦覧者数は重複あり

＜縦覧窓口の状況＞



愛知県都市計画課



豊橋市都市計画課

■ 説明会

日 時：2024年8月4日（日） 10時00分～11時30分

場 所：アイプラザ豊橋 講堂

参加者：164名



＜会場の様子＞

■ 説明会でいただいた主なご意見

浜松湖西豊橋道路の必要性や丁寧な説明を求めるご意見、道路整備に伴う周辺への環境影響についてのご意見等をいただきました。

質問等要旨（抜粋）	回答要旨
今回の道路計画に賛成である。地域の発展には産業道路は必要不可欠で、この場所に国がお金をかけて道路を建設してもらうことはありがたい。環境影響評価で渋滞の項目が含まれていないのはなぜか。	ご意見として受け止めさせていただく。 渋滞については、環境影響評価上は項目となっていないが、周辺の交通の混雑状況も考慮し、都市計画の案を作成していく。
少子高齢化時代に交通量も減り、新たな道路は建設するべきではない。子供や孫が大人になった時に、借金を背負わせたくない。	ご意見について、今後の参考として受け止めさせていただく。
この道路はいらない。国道23号を2車線から4車線にする計画もある。公共事業の中で、もっと他のことに力を入れるべきではないか。 説明会を何回も行うべきであり、市民の合意を得た計画で進めていくべき。	ご意見について、今後の参考として受け止めさせていただく。
説明会は繰り返し行うべき。	都市計画の案の段階で説明会を実施する。
本日、豊橋市に対する様々な意見が明らかとなった。しっかりとした意見を市民に向けて出してほしい。説明会を通して、より市民と連携を図るべき。	市の内部で情報共有を図っていくとともに、本説明会の意見等は、愛知県とともにホームページで掲載を行う。
民意に基づかない手続が進んでいるのは問題。今後の意見書はどのように取扱われるのか。 基本方針の決定はいつ行うのか。	基本方針の案と環境影響評価方法書に対する意見に関しては一つ一つ対応を検討する。その後、都市計画決定権者の見解を作成し、県の会議において、審議していくこととなる。その内容はホームページでお示しさせていただく予定。基本方針の決定の時期は、現時点ではお答えできない。
道路を新設するにあたり、農地に係る水質、地下水等への影響は、どの程度だと考えるか。	農業に限らず水質、地下水等への影響については、これから行う環境影響評価において、必要に応じ調査、予測を行い、必要があれば対応を検討していく。
環境影響評価の中で動植物への影響をどのように考えているか。また、どの程度の保全を考えているのか。	動物、植物、生態系については、道路の存在や工事中の予測、調査を行って、影響がある場合には、回避を検討し、回避できなければ環境保全措置を行う。また、保全の程度については、一般的には個体の種類ごとに対応は異なり、専門家の意見を聞きながら適切に対応をしていくこととなる。

■ 説明会でいただいた主なご意見

質問等要旨（抜粋）	回答要旨
二川宿は豊橋市の景観計画にも位置付けられている中で、景観、文化及び自然を傷つける二川（西側）ルートで進めている豊橋市の考えを聞きたい。	現在、県で環境影響評価を進めている段階であり、豊橋市としては、景観法、都市計画法、その他の法律等と照らし国や県と十分に協議し、対応しながら適切に進めていく。ルートの位置及び道路構造を検討する際には、示されているルート帯の中で生活環境、自然環境、景観への影響をできる限り回避または低減する位置や構造等を検討していただけるものと考えている。特に弓張山地はトンネル構造で通過するなどして、環境への影響をできる限り回避または低減していただけるものと考えている。
今回新設する道路において、利便性が第一に重要視されているように思うが、街づくりに対する思い、地域の伝統と文化や景観、土着愛、地域のコミュニティなどの資源が評価・検討されるのか。	環境影響評価の中で、景観及び地域の歴史的文化的特性を活かした環境の状況において、文献等に記載のある文化財や景観資源について評価する。地域コミュニティなど、定量的・定性的に評価することが難しいものは、評価することになっていない。
環境影響評価上、悪い評価が出た際に保全措置を行い、それでも基準を超過する場合、事業中止となるのか。	影響がある場合、回避を検討し、回避できなければ、環境保全措置を行う。それでも基準を満たせない場合は、現時点では想定していない。
梅田川、JR新幹線、JR本線などを超えるために、二川の景観の上に高架を作らざるを得ないと思うが、どう考えるのか。	ルート帯の中で、どこに道路が計画されるか、どの区間がどの構造となるのかについては決定していない。
国の計画段階評価の際に3ルート提案されていた中で、二川（西側）ルートに決定した経緯を知りたい。また、決定に至るまでの地域への説明が不十分であった。	国土交通省所管公共事業の計画段階実施要領に基づき、計画段階評価を実施した。その中で地域の皆様、道路利用者の皆様へ令和元年5～7月と令和2年9～11月にアンケートを実施した。その結果を踏まえ、比較検討を行うとともに、自治体への意見聴取、有識者会議を経て、対応方針として二川（西側）ルートで決定した。

■ 意見書の受理

期間：2024年7月19日（金）～9月2日（月）

結果：都市計画の基本方針（案）に対する意見書	: 119通（7団体、112名）
環境影響評価方法書に対する意見書	: 78通（2団体、76名）

- 基本方針（案）及び方法書に対していただいた意見書は、意見の趣旨ごとに分類し、概要としてとりまとめ、愛知県ホームページにて公表しています。また、方法書についての意見の概要については、10月10日に知事（環境知事）及び豊橋市長に送付しました。

- 12月26日に方法書に対する知事（環境知事）意見を受理しました。